

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	南風原町 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南風原町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

南風原町長

公表日

令和6年3月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、被保険者の資格管理、療養費等の給付、レセプトの点検をおこなうとともに、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・オンライン資格確認等システムに係る、被保険者等の資格情報等の管理、連携をおこなう。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 <ol style="list-style-type: none"> ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②国民健康保険税の賦課徴収 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険被保険者への給付 ⑤オンライン資格確認に関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4. レセプト情報ファイル 5. 高額療養費支給情報ファイル 6. 高額介護合算ファイル 7. 国保療養費支給情報ファイル 8. 出産育児一時金支給情報ファイル 9. 葬祭費支給情報ファイル 10. 食事差額療養費支給情報ファイル 11. 賦課基本ファイル 12. 介護基本ファイル 13. 支援基本ファイル 14. 賦課個人ファイル 15. 期割情報ファイル 16. 宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の第16項、第30項 ・番号法第9条第2項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(番号法別表第一主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第一主務省令第16条、第24条 <オンライン資格確認の準備業務> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第一主務省令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (情報照会の根拠) 42,43,44,45,121 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	098-889-4415

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	2. 特定個人情報ファイル名		「3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル」を追加	事前	
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目	平成29年3月28日 時点	令和1年6月11日時点	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ リスク対策		新様式の項目追加	事後	
令和1年6月14日	評価書名	南風原町 国民健康保険システム 基礎項目評価書	南風原町 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年9月16日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理 ②国民健康保険税の賦課徴収 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険被保険者への給付</p>	<p>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、被保険者の資格管理、療養費等の給付、レセプトの点検をおこなうとともに、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・オンライン資格確認等システムに係る、被保険者等の資格情報等の管理、連携をおこなう。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理 ②国民健康保険税の賦課徴収 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険被保険者への給付 ⑤オンライン資格確認に関する事務</p>	事後	
令和2年9月16日	③システムの名称	国民健康保システム、中間サーバ	国民健康保システム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月16日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4. レセプト情報ファイル 5. 高額療養費支給情報ファイル 6. 高額介護合算ファイル 7. 国保療養費支給情報ファイル 8. 出産育児一時金支給情報ファイル 9. 葬祭費支給情報ファイル 10. 食事差額療養費支給情報ファイル 11. 賦課基本ファイル 12. 介護基本ファイル 13. 支援基本ファイル 14. 賦課個人ファイル 15. 期割情報ファイル 16. 宛名管理ファイル	事後	
令和2年9月16日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年9月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二の42・43・44・45の項	・番号法第19条第1項 別表第二の42・43・44・45の項 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年9月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和1年6月11日時点	令和2年9月10日 時点	事後	
令和2年9月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和1年6月11日時点	令和2年9月10日 時点	事後	
令和3年8月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第1項 別表第二の42・43・44・45の項 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 別表第二 （情報提供の根拠） 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 （情報照会の根拠） 42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	番号法改正の施行（令和3年9月1日）に伴い修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月9日	2. 特別個人情報ファイル名	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4. レセプト情報ファイル 5. 高額療養費支給情報ファイル 6. 国保療養費支給情報ファイル 7. 出産育児一時金支給情報ファイル 8. 葬祭費支給情報ファイル 9. 葬祭費支給情報ファイル 10. 食事差額療養費支給情報ファイル 11. 賦課基本ファイル 12. 介護基本ファイル 13. 支援基本ファイル 14. 賦課個人ファイル 15. 期割情報ファイル	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル 4. レセプト情報ファイル 5. 高額療養費支給情報ファイル 6. 高額介護合算ファイル 7. 国保療養費支給情報ファイル 8. 出産育児一時金支給情報ファイル 9. 葬祭費支給情報ファイル 10. 食事差額療養費支給情報ファイル 11. 賦課基本ファイル 12. 介護基本ファイル 13. 支援基本ファイル 14. 賦課個人ファイル 15. 期割情報ファイル 16. 宛名管理ファイル	事後	
令和6年2月9日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の第16項、第30項 ・番号法第9条第2項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(番号法別表第一主務省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・番号法別表第一主務省令第16条、第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号法別表第一主務省令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年2月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (情報照会の根拠) 42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 別表第二(情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (情報照会の根拠) 42,43,44,45,121 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年2月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和2年9月10日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	
令和6年2月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和2年9月10日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	